

環境報告書2016

～第2次浜松市環境基本計画に基づく平成27年度の環境施策の概要～

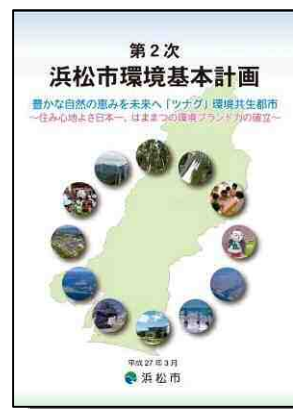


1. 第2次浜松市環境基本計画の概要

■計画の策定

全国第2位の広大な面積を有する本市は、都市的な機能が集積する市街地と、天竜川、浜名湖、遠州灘、南アルプスなど多様な自然を合わせ持つ国土縮図型の都市です。また、温暖な気候に恵まれており、全国トップクラスの日照時間や市域の約7割を占める豊かな森林、そこに生息・生育する多様な動植物、豊富な水源や森林資源を活用して発達した産業や伝統文化が「浜松らしさ」を生み出しています。

本市において「誰もが安心して住める住み心地よさ」を高めることで、多くの人々が住んでみたい、多くの企業が進出したい都市としての、「はままつの環境ブランド力」を確立し、豊かな自然・人々の暮らし・都市の成長が調和した、未来へ「ツナグ」環境共生都市を目指します。



【第2次浜松市環境基本計画】

■計画期間

平成27年度～平成36年度

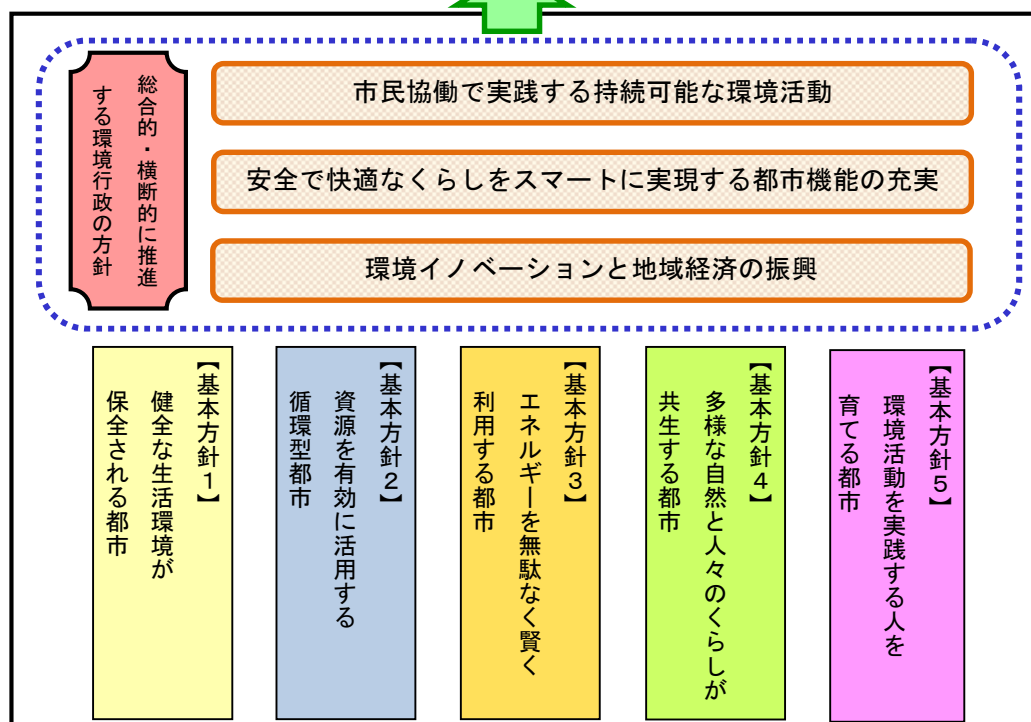
■計画の基本方針

環境の将来像『豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市』を達成するため、5つの基本方針を掲げています。

その上で、人口減少・超高齢社会や経済状況など環境施策を取り巻く新たな課題を踏まえ、5つの基本方針を基に「市民協働」、「都市機能の充実」、「地域経済の振興」という3つの視点で整理し「総合的・横断的に推進する環境行政の方針」を掲げています。

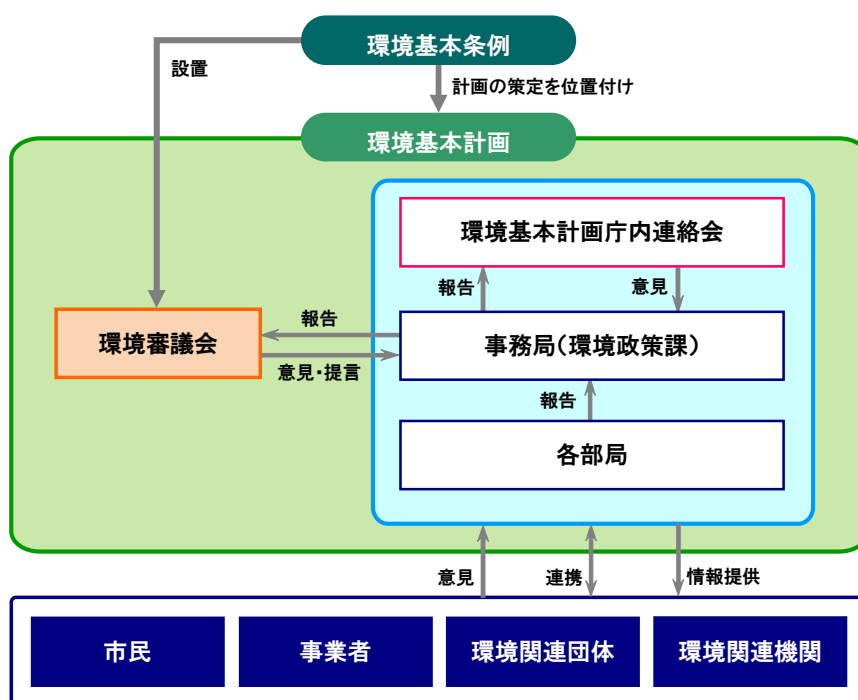
環境の将来像

豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市
～住み心地よさ日本一、はままつの環境ブランド力の確立～



■ 計画の推進体制

計画の推進体制においては、Plan（計画）：市、Do（実施）：市・市民・事業者、Check（点検・評価）：環境審議会・環境基本計画庁内連絡会、Action（見直し）：市による、PDCA サイクルによる継続的な改善と推進を図ります。



■ 浜松市環境審議会

環境審議会は、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議を行うため、環境基本条例第 22 条の規定に基づき設置する機関で、事業者の代表及び知識経験者で構成されます。

施策の基本的方向に基づき市が実施した事業の結果や環境指標の進捗状況等を環境審議会に報告し、意見や提言をいただくこととします。

2. 主な取組の状況

第2次浜松市環境基本計画で掲げている5つの基本方針に基づき、平成27年度に実施した主な取り組みについて報告します。

【基本方針1】健全な生活環境が保全される都市

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (1) 大気汚染対策 | (4) 騒音・振動・悪臭対策 |
| (2) 水質保全対策 | (5) 土壌・地下水汚染の防止 |
| (3) 音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造 | (6) 有害化学物質などの対策の推進 |

環境保全の各種法令に基づき、市民の健康や生活環境に影響を及ぼす大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下などの公害の防止に取り組んでおり、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁については、必要に応じて事業所への立入検査を行っています。

■大気汚染・水質汚濁に係る環境基準の達成状況

大気環境については、一般環境測定局9局と自動車排出ガス測定局3局の計12局で6項目の大気汚染物質の常時監視を実施し、光化学オキシダントを除く一般大気汚染物質、有害大気汚染物質に係る測定結果は、すべての環境測定地点において環境基準を達成しています。

水質については、公共用水域75地点の水質測定を実施し、環境基準点15地点のうち、BOD（河川）、COD（湖沼・海域）に係る測定結果は、13地点で環境基準を達成しています。



【公共用水域測定地点の採水】

環境指標		H26 実績	H27 実績
大気汚染 に係る 環境基準の 達成状況*	二酸化硫黄	100% (5/5)	100% (4/4)
	二酸化窒素	100% (9/9)	100% (10/10)
	一酸化炭素	100% (3/3)	100% (3/3)
	浮遊粒子状 物質	100% (9/9)	100% (9/9)
	光化学 オキシダント	0% (0/10)	0% (0/9)
	微小粒子状 物質	0% (0/7)	100% (9/9)
水質汚濁 に係る 環境基準の 達成状況*	河川 (BOD)	85.7% (6/7)	100% (7/7)
	湖沼 (COD)	50.0% (1/2)	50% (1/2)
	海域 (COD)	83.3% (5/6)	83.3% (5/6)

*環境基準の達成状況：環境基準を達成した測定地点の割合（達成地点数／測定地点数）

【基本方針2】資源を有効に活用する循環型都市

- (1) 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進
- (2) 産業廃棄物対策の推進
- (3) バイオマスの活用

「浜松市一般廃棄物処理基本計画」（平成26年3月見直し）に基づき、一般廃棄物の適正な処理やごみ減量、リサイクルに取り組むとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、多量排出事業者による産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の取り組みを推進しています。また、「浜松市バイオマス活用推進計画」（平成25年12月策定）に基づき、バイオマスの活用を推進しています。

■一般廃棄物排出量の状況

平成27年度は、生ごみ堆肥化容器無料配布（1,720世帯）や家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付（112世帯）、自治会を対象にごみ減量・3R説明会（84回開催・参加者4,206名）や生ごみ減量セミナー（10回開催・参加者152名）を開催し、水切りグッズを配付しました。平成27年度の1人1日当たりの一般廃棄物排出量は901.1g（平成26年度比約1.2%減）です。



【自治会向け説明会】

■資源物のリサイクル

平成27年度は、びん・缶・プラスチック製容器包装等の分別収集（16,037t）、資源物集団回収促進事業（737団体・12,681t）、みどりのリサイクル事業（6拠点・1,139t）などの取り組みを行い、リサイクル率は19.6%となっています。平成26年度（20.4%）から微減している要因は、民間事業者の拠点回収の増加と考えられます。

■産業廃棄物対策の推進

多量排出事業者から提出された平成27年度の産業廃棄物処理計画（産業廃棄物95件・特別管理産業廃棄物22件）を踏まえ、多量排出事業者に対する立入検査を9件実施しました。

■バイオマスの活用

マテリアル利用（原材料としての利用）、エネルギー利用の両面からバイオマスの活用を推進し、直近のバイオマス利用の活用率（平成25年度）は71%となっています。

環境指標	H26 実績値	H27 実績値	H36 目標値
1人1日当たりの 一般廃棄物排出量	911.9g	901.1g	850.5g
リサイクル率*1	20.4%	19.6%	30.1%
バイオマス活用率*2	(H28.10 算出)	(H29算出)	78%

*1（資源物量+再資源化量）/総排出量を算出

*2 活用量/発生量を算出

【基本方針3】エネルギーを無駄なく賢く利用する都市

(1) 地球温暖化対策の計画的な推進
(2) 再生可能エネルギーなどの導入

(3) 省エネルギーの推進
(4) CO₂吸収源の確保

「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（いずれも平成 24 年 3 月策定）、「浜松市エネルギービジョン」（平成 25 年 3 月策定）に基づき、省エネルギーの推進による市域の電力使用量や温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、再生可能エネルギー等の導入普及促進による発電量の増加に取り組んでいます。

■再生可能エネルギー等の導入

全国トップクラスの日照時間を活かした太陽光発電の普及に力を入れており、平成 27 年度末の時点で、10kW 以上の導入件数が 5,214 件、全出力の導入容量が 274,837kW と、いずれも全国市区町村の中で第 1 位となっています。

また、一般家庭に対しては、エネルギーを賢く利用し自給自足を目指す次世代型住宅（スマートハウス）の設置を促進するため、「創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金」を交付しました。平成 27 年度の補助件数は、太陽光発電システムが 1,265 件、エネファームが 132 件、エコウィルが 5 件、蓄電池が 192 件、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）が 222 件でした。

■省エネルギーの推進

平成 27 年度は、浜松市地球温暖化防止活動推進センターと連携して、市民への普及啓発として「省エネフェア」（6 月）、「省エネ啓発セミナー」（11・12 月）を開催するとともに、市民・事業者それぞれを対象にエコドライブの促進のための講習を実施しました。また、エコハウスモデル住宅（西区大平台）においては、講座などを通してエコハウスの普及啓発に取り組みました。

また、市の率先行動として市役所自らの温室効果ガス排出削減を進めるため、全庁一丸となって LED 照明の導入や電力の見える化等を行う BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入などにより省エネを推進しており、平成 27 年度省エネ大賞（主催：一般財団法人省エネルギーセンター）の省エネ事例部門節電分野において、経済産業省資源エネルギー庁長官賞を受賞しました。

直近の市域の温室効果ガス排出量（平成 25 年度）は 5,853kt（平成 2 年度比約 1.7%増）です。



【平成 27 年度省エネ大賞】

■電力自給率の向上

再生可能エネルギー等の導入による発電量の増加と省エネルギーの推進による電力使用量の削減により、平成 27 年度の電力自給率は、10.0%となっています。

環境指標	H26 実績値	H27 実績値	H36 目標値
市域の温室効果ガス排出量の削減目標*1	(H29 算出)	(H30 算出)	(今後設定)
電力自給率*2	8.2%	10.0%	17.6%

*1 温室効果ガス排出量の算出は、国や県の統計資料のデータを使用するため、2 年前の値が最新値となる。なお、平成 36 年度の目標値は、「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定（H29.3）に合わせて設定する。

*2 市内に立地する再生可能エネルギー等の年間発電量（電力会社以外）/市内の年間総電力発電使用量を算出

【基本方針4】多様な自然と人々のくらしが共生する都市

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 生物多様性の保全 | (4) 水やみどりに親しむ空間の創出 |
| (2) 森林・農地・緑地の保全 | (5) 自然景観の保全と創造 |
| (3) 河川・湖沼・海岸の保全 | |

「生物多様性はままつ戦略」（平成 25 年 3 月策定）に基づき、生物多様性保全と持続可能な利用に向けて取り組むとともに、「浜松市森林・林業ビジョン」（平成 19 年 3 月策定）に基づく森林の保全、「浜松市緑の基本計画」（平成 22 年 3 月策定）に基づく緑地の保全などに取り組んでいます。

■生物多様性の保全

平成 27 年度は、本市の生物多様性の状態の推移を継続的に把握するための動植物種モニタリング調査、アライグマなどの外来生物の防除やギフチョウなどの貴重種の保全を行いました。

また、環境と調和のとれた開発を目指して、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業を行う事業者自らが環境の保全の見地からより良い事業を行うため、平成 28 年 3 月に浜松市環境影響評価条例を制定しました。



【動植物種モニタリング調査】

■森林・緑地の保全

森林の保全については、本市は、第三者機関が適切に管理されている森林を全世界統一の基準に沿って審査・認証する FSC[®]森林認証を平成 22 年 3 月に取得しており、平成 27 年度末の FSC[®]森林認証取得面積は 43,553ha です。平成 26 年度より 315ha 増加しており、市町村別取得面積は全国で第 1 位となっています。

また、樹林地、草地、水辺地などの緑地については、法令や協定により指定しており、平成 27 年度の緑地保全面積は、1,374.34ha となっています。

環境指標	H26 実績値	H27 実績値	H36 目標値
森林認証取得面積	43,238ha	43,553ha	48,000ha
緑地保全面積	1,374.34ha	1,374.34ha	<H41> 3,930.9ha

【基本方針5】環境活動を実践する人を育てる都市

- | | |
|--|------------------|
| (1) 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育 | (4) 環境教育の場の整備や充実 |
| (2) 「体験の機会の場」の整備と情報提供 | (5) 環境情報の積極的な発信 |
| (3) 職場における環境活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組み | (6) 国際的な視点での取り組み |

■環境学習会の開催

本市の地域特性・自然特性を活かし、発達段階に応じて系統的に作成した浜松版環境学習プログラム「E スイッチプログラム」を活用して、環境学習会、特に学校・幼稚園等を対象とした「移動環境教室」を開催しています。環境学習会へは、環境学習指導者（環境に関する専門的な知識・経験を有する市民が登録）を講師として派遣しています。平成 27 年度の環境学習指導者の登録者数は 123 人で、講師として延べ 400 回の派遣を行いました。また、環境学習指導者を増員するため、環境学習指導者養成講座を開催し、14 人が修了しました。平成 27 年度の環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合は 81.2%となっています。



【環境学習会（移動環境教室）】

■浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつEスイッチ）による各主体の連携

環境教育や環境保全活動に関する市民、市民団体、事業者、学校、行政機関等で構成する浜松市環境教育推進ネットワーク（平成 25 年 3 月設立・愛称：はままつEスイッチ）において各主体間の連携を図る取り組みを実施しています。

平成 27 年度の主な取り組みは、3 月 6 日にはままつフラワーパークにおいて、シンポジウム「はままつの環境教育を語ろう！」を開催し、はままつフラワーパーク理事長の塚本こなみ氏の講演と環境教育に関するパネルディスカッションを行いました。



【はままつの環境教育を語ろう！】

■ESD（持続可能な開発のための教育）の実践

庄内小学校（庄内学園）6 年生を対象に、学校に隣接する浜名湖をテーマとしたプログラムを作成し、モデル的に ESD に取り組みました。自然環境だけでなく、水産業や観光、農業などの要素も取り入れ、地域、団体のご協力により講話や体験活動を行い、調べ学習を通して、10 年後の浜名湖のためにできることを考えました。



【庄内学園における ESD の取り組み】

環境指標	H26 実績値	H27 実績値	H36 目標値
環境に配慮した行動 や活動をしている 市民の割合*	-	81.2%	100%
環境学習指導者 養成講座による 人材育成人数（累計）	16 人	30 人	100 人

*市民意識調査によるごみ減量、節電、リサイクル、自然保護活動など環境に配慮したくらしを実践する市民の割合

環境報告書 2016

第 2 次浜松市環境基本計画に基づく

平成 27 年度の環境施策の概要

発行：浜松市環境部環境政策課

平成 28 年 8 月

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1 番 10 号

TEL:053-453-6146 FAX:053-450-7013

E-mail:kankyoushou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

URL : <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kakyou/kankyokihon/index.html>
